

各都道府県消防防災主管部（局） 御中

消防庁救急企画室

大学病院に対する救急隊員へのPCR検査実施の依頼等について（周知）

消防機関における新型コロナウイルス感染症への対応については、これまで「新型コロナウイルス感染症に係る消防機関における対応について」（令和2年2月4日付け消防消第26号消防庁消防・救急課長、消防救第32号消防庁救急企画室長通知、令和2年5月13日一部改正）等により、的確な対応をお願いしているところです。

こうした中、今般、文部科学省の御協力の下、一般社団法人国立大学病院長会議及び一般社団法人日本私立医科大学協会（以下、「会議及び協会」という。）会員の別紙1の大学病院に対して、今後、下記の枠組みにより、各消防本部が救急隊員へのPCR検査の実施を依頼することができることとなりました。

つきましては、貴部（局）においては、下記の内容を御了知いただくとともに、貴都道府県内市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対して、この旨を周知されますようお願いいたします。

記

1 基本的な枠組み

（1）実施対象者

救急隊員が新型コロナウイルス感染症患者等（疑われる場合を含む。）の移送・搬送業務に従事し、当該患者等の濃厚接触者となった場合には、現在、保健所等の指示を受け、当該隊員に対して指定医療機関等によりPCR検査が実施されているところであるが、こうした事例以外であっても、消防本部としてPCR検査の実施が必要と考える新型コロナウイルス感染症への感染が疑われる救急隊員については、会議及び協会会員の別紙1の大学病院に対してPCR検査の実施を依頼することができることとし、当該依頼を受けた大学病院において、医師が必要性を認めた場合には、PCR検査の実施対象となる。

（2）具体的な手続き

- ① 消防本部として、当該本部の新型コロナウイルス感染症への感染が疑われる救急隊員へのPCR検査の実施が必要と考え、別紙1の大学病院に対してPCR検査の実施を依頼する際には、まず、当該病院の相談窓口担当者に連絡した上で、医師への具体的な相談方法や対応可能時間等について十分に協議すること。

なお、当該相談窓口担当者への連絡は、可能な限り当該大学病院の診療時間内で行うこと。

- ② 医師への相談の結果、当該隊員へのPCR検査の実施判断につき、外来受診の必要性が認められた場合は、受診日等について当該医師又は相談窓口担当

者の指示に従い受診すること。

- ③ 各消防本部におかれては、今回の枠組みを通じて当該本部の新型コロナウイルス感染症への感染が疑われる救急隊員への PCR 検査を実施した際には、検査の実施後、速やかに消防庁救急企画室（kyukyukikaku-kyukyurenkei@soumu.go.jp）まで別紙2の様式を用いて報告すること。

2 留意事項

今回の枠組みによる PCR 検査の実施対象者は、消防本部として PCR 検査の実施が必要と考える新型コロナウイルス感染症への感染が疑われる救急隊員であって、検査実施の依頼を受けた別紙1の大学病院の医師が新型コロナウイルス感染症への感染の危険性と PCR 検査の必要性を認めた隊員に限られることに留意されたい。

また、新型コロナウイルス感染症患者等（疑われる場合を含む。）の移送・搬送業務に従事し、当該患者等の濃厚接触者となった救急隊員に対して、現在、保健所等の指示を受け行われている対応と、今回の枠組みを通じた取組とが重複することの無いよう、保健所等との間でも引き続き十分な連携を図られたい。

なお、今回の枠組みによる PCR 検査の実施に際しては、原則、保険診療扱いとなるため、当該検査費用の負担は求められないが、初診料等についての費用の負担は生じうるものであることに留意されたい。（詳細については、別添の「新型コロナウイルス感染症に係る行政検査の取扱いについて」（令和2年3月4日健感発0304第5号厚生労働省健康局結核感染症課長通知、6月2日最終改正）を参考にされたい。）

3 その他

別紙1の大学病院に対しては、会議及び協会から今回の枠組みに協力いただけるよう依頼いただいているものであるが、医療機関の状況によっては速やかな対応が難しい場合もあること、また、別紙1に記載の内容は令和2年8月31日時点のものであり、新型コロナウイルス感染症を巡る最新の現場状況等に応じて今後の変更があり得るものであることから、手続きの詳細については都度、記載の医療機関と十分に協議していただくよう申し添える。

(参考)「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」(抄)

〔令和2年3月28日(令和2年5月25日変更)〕
〔新型コロナウイルス感染症対策本部決定〕

「(中略) また、これらを踏まえ、検査が必要な者に、より迅速・円滑に検査を行い、医療従事者はもとよりその他の濃厚接触者に対するPCR等検査の拡大に向けて取組を進めるとともに、院内・施設内感染対策の強化を図る。」(P. 13、18行目)

「都道府県は、(中略) 医療機関及び施設内での感染の拡大に特に注意を払う。また、特に感染が疑われる医療、施設従事者及び入院患者等については、率先してPCR検査等を受けさせるようにする。」(P. 29、22行目)

【問合せ先】

連絡先 消防庁救急企画室

担 当 小塩専門官、伊藤理事官、増田係長、富樫主査

TEL : 03-5253-7529

FAX : 03-5253-7532

E-mail : kyukyukikaku-kyukyurenkei@soumu.go.jp